

福岡労働局長メッセージ

9月1日付で福岡労働局長を拝命した藤枝です。どうぞ宜しくお願い致します。

公益社団法人福岡県労働基準協会連合会並びに会員事業場の皆様方には、日頃から労働行政の推進に当たり、多大なるご理解・ご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

本年は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、福岡県産業安全衛生大会が中止という誠に残念な事態になりました。新型コロナウイルス感染症が、かつて経験したことのない状況をもたらしている中ではありますが、新型コロナへの感染防止を踏まえた安全衛生活動を推進してまいります。

さて、本年度、厚生労働大臣表彰の功績賞を受けられた福岡市医師会会長の長柄均氏におかれましては、心からお祝いを申し上げます。

また、福岡県労働基準協会連合会長表彰及び福岡労働局長表彰を受賞される事業場、団体、個人の方々のおかれましては、この受賞を契機としてより一層の安全衛生水準の向上、労働災害防止活動の推進に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、一昨年度より5年間の期間で取り組んでいる第13次労働災害防止計画（以下「13次防」）においては、計画の目標として、死亡災害については、第12次労働災害防止期間中の死亡者数の総数と比較して、13次防期間中の死亡者総数を15%減少させ、死傷災害（休業4日以上労働災害）については、死傷者数の増加が著しい業種、事故の型に着目した対策を講ずることにより、死傷者数を平成29年と比較して、令和4年までに7%以上減少させる目標を掲げ、労働災害防止対策を展開しています。令和元年の福岡県における労働災害は、死亡者数は23人で昨年より12人減少し、休業4日以上の死傷者数は5,381人で、前年より199人減少しました。

本年に入って、8月末現在の休業4日以上の死傷者数は3,142人で昨年同期の2,973人より169人(5.7%)増加しており、本年目標値5,219人を達成するためには、労働災害防止の更なる取り組みが必要です。

また、本年は、エイジフレンドリー元年です。

高齢労働者は、若年労働者に比べ被災した場合に休業日数が長くなるなど、その程度が重くなるという傾向にあります。

高齢社会については、高齢労働者が活力を失わずにその能力を十分に発揮することが必要であり、そのような職場を作っていくことが、本人のためにはもちろんのこと、企業や社会全体の活力を維持するために非常に大切なこととなっています。

高齢労働者は、一般に、豊富な知識と経験を持っていること、業務全体を把握した上での判断力と統率力を備えていることなどの特徴がありますが、一方で加齢に伴い心身機能が低下し、労働災害発生の要因の一つとなっています。

この点を踏まえて、本年3月には、「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」が公表され、事業者は高齢者の就労状況や業務の内容等の実情に応じて、国や関係団体等による支援も活用して、実施可能な労働災害防止対策に積極的に取り組むよう努めることが求められます。

死亡・重篤災害の撲滅を目指した取り組みでは、建設業、製造業、陸上貨物運送事業、林業を最重点業種として、各業種に必要な労働災害防止対策を進めてまいります。

また、あらゆる業種で発生している転倒災害、腰痛、交通労働災害に対する予防的対策も重要です。

特に転倒災害につきましては、昨年、福岡県で発生した休業4日以上死傷者数の22.4%を占めました。一昨年に比べて4.3%ポイント減少しましたが、高止まりの状態が続いております。

本年度も「STOP！ 転倒災害 みんなでやろう安全点検！」をキャッチフレーズに、本年6月より来年の2月まで、毎月第1週に全ての事業場で転倒災害を総点検する「STOP！ 転倒災害総点検運動」を展開しています。各事業場におかれましては、チェックリストによる点検を実施していただきますようお願いいたします。

次に、今年度の主な健康確保対策は、まず労働者の健康確保の観点から、仕事や職業生活に関する強い不安、悩み又はストレスを感じる労働者や長時間労働を行っている労働者等の健康リスクが高い労働者を見逃さないように、事業場においてストレスチェックの実施・活用や産業医・産業保健機能を強化いただき、医師による面接制度等が確実に実施されるよう、メンタルヘルス対策の支援に取り組んでいます。

また、化学物質の健康障害防止対策については、ばく露防止措置、リスクアセスメント、ラベル表示、安全データシート（SDS）の交付・入手等の実施が義務付けられているものについては、必要な対策を講じさせていくほか、来年度4月から溶接ヒューム等が特定化学物質になることから周知・啓発を進めております。

特に、石綿による健康障害防止対策については、建築物・工作物等の解体工事に対する石綿対策の規制が、今年度の10月から随時、強化されることから、周知してまいります。

さらに、労働者の約3人に1人が何らかの疾病を抱えながら働いている状況や高齢化が急速に進行する中で、事業場における治療と仕事の両立を支援するため、ガイドラインの周知を図り、引き続き、企業意識の改革や医療機関と連携し支援体制の強化に努めていきたいと考えております。

最後に、「働き方改革」については、昨年4月1日から「働き方改革関連法」が順次施行されており、この働き方改革関連法では、働く方々がそれぞれの実情に応じた多様な働き方を選択できるよう、「長時間労働の是正」、「多様で柔軟な働き方の実現」、「雇用形態に関わらない公正な待遇の確保」等のための措置を講ずることとされています。

「時間外労働の上限規制」については、昨年の大企業に続き、中小企業においても本年4月1日より適用が始まっております。

このため、各企業におかれましては、これまで以上に適切な労務管理が求められることとなりますが、働き方改革に向けた取組として、生産性の向上とともに、職場環境の改善など、「魅力ある職場づくり」を行っていただくことで、人手不足の解消にもつながることとなります。

特に中小企業においては、法令に関する知識や労務管理体制が必ずしも十分ではない事業場もあり、指導にあたっては、労働時間の動向、人材の確保、取引の実態等の実情に配慮することといたしております。

こうした「働き方改革」推進の意義にご理解とご協力をお願いいたします。

厚生労働省では「働き方改革」の支援窓口として全国に「働き方改革推進支援センター」を設置し、また、労働基準監督署にも「労働時間相談・支援コーナー」を編成し、集団指導を実施する等改正労働基準法等の円滑な施行に向け、特に中小企業には、きめ細やかな支援を行うこととしております。

また、支援措置として働き方改革推進支援助成金等各種助成金の制度も整備しており、こうした支援措置が有効活用されますよう取り組んでまいります。

以上、働く人の安全と健康確保、さらには「働き方改革」などについて申し上げましたが、働く人の命と健康確保は何よりも重要なものです。

1人ひとりがかげがえのない存在であり、1人の被災者も出さないという決意の下、誰もが「安全に安心して働ける社会の実現」に向けて、さらなるご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、公益社団法人福岡県労働基準協会連合会、各地区労働基準協会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝を心から祈念申し上げまして、挨拶とさせていただきます。